

_____法律学_____専攻_____領域（ 博士前期/修士 ・ 博士後期 ・ 前後期共通 ）

試験科目：第 外国語（ 英語 ） / 専門科目（ ）

試験時間：（ 60 ）分

問1【50点】

次の英文を読み、その全文を日本語に訳しなさい。

【出典】BBC, April 25, 2024 <<https://www.bbc.com/news/world-68894500>>.

問2【50点】

次の英文を読み、その全文を日本語に訳しなさい。

【出典】 D. E. RAY et al., UNDERSTANDING LABOR LAW (Carolina Academic Press, 2019) pp. 3-4.

法律学 専攻 民法 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（民法）

試験時間：（90）分

I 以下の説明文を読んで、（問い）に答えよ。【50点】

現行民法典が施行される前に作られた、ボワソナード民法典には、以下のような規定が存在した。

- 旧民法債権担保編1条2項本文
- 第1条 ①債務者ノ総財産ハ動産ト不動産ト現在ノモノト将来ノモノトヲ問ハス其債権者ノ共同ノ担保ナリ但法律ノ規定又ハ人ノ処分ニテ差押ヲ禁シタル物ハ此限ニ在ラス
- ②債務者ノ財産カ総テノ義務ヲ弁済スルニ足ラサル場合ニ於テハ其価額ハ債権ノ目的、原因、体様ノ如何ト日附ノ前後トニ拘ハラズ其債権額ノ割合ニ応シテ之ヲ各債権者ニ分与ス但其債権者ノ間ニ優先ノ正当ナル原因アルトキハ此限ニ在ラス

上記②（第2項）は、いわゆる「債権者平等の原則」を定めたものとされる。

（問い）この原則について、（1）まず、簡単な事例（設例）を挙げて説明しなさい。（2）その上で、民法上、この原則を維持するために用意された制度について、（1）で用いた設例を使ってさらに説明を加えなさい。（3）また、上記第2項の「其債権者ノ間ニ優先ノ正当ナル原因アルトキハ此限ニ在ラス」が何を意味するかについて、現行民法上の制度に則して説明しなさい。

II 以下の【事案】を読んで、（問い）に答えよ。【50点】

【事案】

- 1 Aは、B酒店から、Bがその倉庫に保管中の特定年度の特定銘柄のワイン20本を、1週間後にAがBの店に取りに行く約束で購入した。
- 2 1週間後、Bは、仕入れたワインを取り分けて梱包し、Aに対して、すでに準備ができていたので、約束どおり引き取りに来るように電話で連絡した。
- 3 しかし、Aは、代金の手当てができていなかったため、その日に取りに行かなかった。
- 4 その後も何度か、BはAに連絡をしたが、Aはその後もし引き取りに来ることはなかった。
- 5 しばらくして、店の倉庫がいっぱいになったので、Bは、やむをえずそれらのワインを自家消費用のワインとともに自宅で保管していたが、数日後大地震が発生し、それらのワインは自家消費用ともども全て割れてしまった。なお、倉庫内に保管していたワインは無事であった。

（問い）この【事案】において、AはBに対して、どのような主張をすることができるか。また、その主張に対して、Bはどのような反論をすることが可能か。AB間の法律関係を論じなさい。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（ 商法 ）

試験時間：（ 90 ）分

以下の【設問1】【設問2】にそれぞれ答えなさい

【設問1】以下の設例を読み〔問い〕に答えなさい。（50点）

甲株式会社（以下、甲社）は、監査役を設置する公開会社である（上場はしていない）。甲社の発行済株式は普通株式10,000株であり、AとBがそれぞれ3000株ずつ、Cが2500株を保有しているほか、残り1500株は複数の株主に保有されていた。甲社の取締役はA、P、Q、監査役はRである。

甲社は経営状況が悪化し、令和6年3月の決算において、最悪の場合、令和8年度末に債務超過に陥る可能性が指摘されている。そこでAは、知人が経営する乙株式会社（以下、乙社）に出資を仰ぎ乙社の子会社として会社を建て直すことを計画し、令和6年7月1日開催の甲社取締役会に、甲社株式11,000株を1株100,000円で乙社に対して発行すること、払込期日を令和6年7月15日とすること等（以下、本件発行）を提案し全会一致で可決された。甲社は同日、発行事項および206条の2第1項所定の事項を公告した。なお、法律事務所・公認会計事務所から、本件発行価格（1株100,000円）は公正であるという意見書が出されている。

株主Bは、甲社に対して本件発行に反対する旨の通知を行った。Aは、Bに加えてCが反対すれば本件発行ができなくなるかもしれないとおそれ、株主総会開催を検討する旨Bに対して返答しつつ、7月12日になって株主総会は開催しないとBに通知し、7月15日に本件発行の効力が生じた。

〔問い〕令和6年7月15日以降にBが本件発行の効力を覆すことができるかどうか検討せよ。

【設問2】以下の設例を読み〔問い〕に答えなさい。（50点）

Aは知人Pから名義を貸して欲しいと頼まれて丙株式会社（以下、丙社）の取締役への就任を承諾し、登記に必要な就任承諾書や印鑑証明書等をPに交付した。Pは投資詐欺の常習犯であり、丙社も架空の投資話を持ちかけて金銭を詐取する隠れ蓑で、株主総会も取締役会も開催されたことはなかった。

その後Pは丙社を利用した詐欺容疑で実刑判決を受けて収監された。同詐欺の被害者であるXは、丙社の登記簿を取り寄せたところ取締役としてAの名前があったため、Aの取締役としての責任に基づく損害賠償を請求した。

〔問い〕Aは丙社取締役としてXに対する損害賠償責任を負うかを検討せよ。

法律学 専攻 領域（博士前期/修士・博士後期・前後期共通）

試験科目：第 外国語（ ） / 専門科目（労働法）

試験時間：（90）分

第1問 【50点】

以下の【事例】を読み、Y社によるXに対する懲戒解雇の効力について論じてください。

【事例】（冒頭の1～6は段落番号です。全体で1つの事例です）

1 Y社は、医薬品の製造・販売会社であり、東京に本店及び事務所を、大阪に支店を、東京ほか2か所に工場を、全国9か所に営業所を置き、従業員約800名を雇用している。Y社では、従業員、特に営業担当者の出向、転勤等は普通に行われており、東京、大阪から地方の営業所に転勤し、2、3年後にまた東京、大阪に戻るといような人事異動もしばしば行われていた。Y社の就業規則には、以下のような規定があった（抜粋）。

第13条（異動）

- 1 業務上必要がある場合は、社員に対し職場もしくは職務の変更、転勤（転居を伴う場合を含む）、他社出向その他の異動を命じることがある。
- 2 社員は、正当な理由がない限り異動を拒むことができない。

第45条（懲戒の種類及び内容）

- 1 （略）
- 2 懲戒の種類は、譴責、減給、出勤停止、降格・降職、諭旨退職、諭旨解雇及び懲戒解雇とし、その内容は次に定めるとおりとする。ただし、情状酌量の余地がある場合は懲戒を行わず、注意に留めることがある。

(1)～(5)（略）

(6)懲戒解雇 予告期間を設けず即時解雇する。

第46条（懲戒事由）

次の各号の一に該当する場合は、その軽重に応じ、第45条に定める懲戒処分を行う。

(1)・(2)（略）

(3)正当な理由なく、転勤、出向など異動を拒否した場合

(4)～(12)（略）

2 Xは、平成21年3月J大学法学部を卒業し、同年4月Y社に入社すると同時に東京事務所の第一営業部に配属された。XとY社との間では、労働契約成立時に、Xの勤務地を東京近辺に限定する旨の合意はなされていなかった。Xは、大学卒業の資格で、営業職としてY社に入社し、入社当初から東京事務所の営業を担当し、平成23年4月から平成27年3月まで大宮営業所に配転されたが、その後また東京事務所の第一営業部に配転され、その後令和2年4月から大宮営業所に配転されて、一貫して営業職として従事していた。

3 Y社では、仙台営業所のD主任を名古屋における医薬品販売の専従員とすることとしたことから、その後任として、仙台営業所の販売力を増強することができ、かつ、所長の補佐もできる係長、主任、主任代理クラスの者を仙台営業所へ転勤させることが必要となり、令和5年8月28日、当時大宮営業所に勤務していた主任待遇のXに対し仙台営業所への転勤を内示した。しかしXは、家庭事情を理

由に転居を伴う転勤には応じられないとして、右転勤を拒否した。Y社は、Xがあくまで右転勤を拒否する場合には、仙台営業所のD主任の後任には新潟営業所のC主任を充て、C主任の後任としてXを新潟営業所へ転勤させることとした。

同年10月1日、Y社はXに対し仙台営業所へ転勤するよう再度説得したが、Xがこれに応じなかつたため、その場で新潟営業所への転勤を内示したところ、Xは、家庭事情を理由に、これも拒否した。Y社は、同月8日に50名の定期異動を発令したが、Xに対する転勤発令は延ばして新潟営業所への転勤の説得を重ねた。しかしながら、Xがこれに応じなかつたため、Y社は、Xの同意が得られないまま、同月30日、Xに対し、新潟営業所勤務を命ずる旨の本件転勤命令を発令した。

4 Y社においては、新潟営業所のC主任の後任者として適当な者を新潟営業所へ転勤させる必要があつたが、是非ともXでなければならないという事情はなく、東京営業所においてXの代わりに転勤を命じることができる者はほかに存した。

5 Xは、本件転勤命令が発令された当時、母親(81歳)と共にさいたま市内の母親名義の家屋に住居し、母親を扶養していた。母親は、平成25年2月5日に要介護2の認定を受けており、本件配転命令当時、身体的には健康であつたが、認知症の症状があり、夜に眠れずに部屋で活動することがあつた。屋内で部屋を移動することがあつたほか、頻度は多くないが、屋外に出ようとすることもあり、夜間も数時間おきにトイレに行き、介助が必要であつた。夜間の介護のみをヘルパーの夜間派遣等で補うことは制度上困難であり、特別養護老人ホーム等への入所は、要介護度が軽く、入所待機者が多いため実現できていなかった。なおXは本件配転命令の打診の前に、転勤を伴う配転は介護に支障を来すとして、以上の事情を、転勤したくない理由としてY社の上司及び人事担当部局に伝えていた。

6 Y社は、Xに弁明の機会を与えたうえで、令和5年11月1日、Xを即日、転勤命令を拒否したことが就業規則46条の懲戒事由に該当するとして、懲戒解雇した。

第2問 【50点】

労働者の退職について、退職後半年以内の競業他社への転職や、懲戒解雇等の事情があつた場合に、企業が就業規則や賃金規程の条項に基づき、当該労働者の退職金を減額支給あるいは全額不支給とすること(いわゆる退職金の減額支給・全額不支給)について、どのように判断されることになるか、最近の判例法理等にも留意しつつ論じてください。